

国家賠償訴訟の実情

- 国家賠償訴訟の件数は、次の表のとおりである。

(単位：件)

	旧受	新受	既済	未済
平成 7年	2,659	1,879	1,769	2,769
平成 8年	2,769	1,753	2,036	2,486
平成 9年	2,486	1,747	1,743	2,490
平成10年	2,490	1,758	1,754	2,494
平成11年	2,494	1,766	1,761	2,499

(注) 法務省が取り扱ったものに限る。

なお、法務省が取り扱う国家賠償請求訴訟は、次のようなものである。

- 国を当事者とするもの
- 地方公共団体を当事者とするもののうち、法務大臣権限法7条の規定により法務省に訴訟を行うよう求めがあったもの。

- 国に対して提起される国家賠償訴訟の内容は、極めて多岐にわたるが、主なものを例示すれば、
 - ヒト乾燥硬膜の移植によりクロイツフェルト・ヤコブ病に罹患したのは、薬事法上の回収命令を発する等の行政権限の不行使に起因するものであるとするもの
 - 裁判官による逮捕状・勾留状の発付や、検察官による起訴が違法であったと主張するもの
 - 国道等を通行する自動車から排出される大気汚染物質により健康被害等の損害を被ったとするもの
 - 基地・空港の騒音・振動等により環境権・人格権が侵害されたとするもの
 - 我が国に居住する外国人に地方参政権を認めないのは違法な立法の不作为であるとして、慰謝料等を請求するもの

等があり，その対象は，国の行政のあらゆる分野に及んでいる。

- ・ 国家賠償訴訟の審理期間及び結果に関する統計資料は作成しておらず，最高裁判所が作成している司法統計年報においても同様であることから，資料提供することができない。ただし，最近に判決のあった国家賠償訴訟の結果について調査したところ，国側が全部勝訴した事件の割合は，おおむね90パーセント程度であった。